

介護老人福祉施設の施設基準

◎ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）より、人員・設備基準を中心に抜粋（下線あり…従うべき基準 下線なし…参酌すべき基準）。

○人員基準

介護職員 又は看護職員	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 看護職員の数、入所者の数が <ul style="list-style-type: none"> (1)30人未満 常勤換算方法で1以上 (2)30～49人 常勤換算方法で2以上 (3)50～129人 常勤換算方法で3以上 看護職員のうち1人以上は常勤の者
医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
生活相談員	常勤の者で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
栄養士 機能訓練指導員	1以上
介護支援専門員	専従・常勤の者で、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準）

○設備基準

居室	<ul style="list-style-type: none"> 原則定員1人 入所者1人当たりの床面積10.65㎡以上 プザー又はこれに代わる設備
静養室	介護職員室又は看護職員室に近接
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> 居室のある階ごとに設ける 要介護者が使用するのに適したもの
便所	<ul style="list-style-type: none"> 居室のある階ごとに設ける プザー又はこれに代わる設備とともに、要介護者が使用するのに適したもの
医務室	<ul style="list-style-type: none"> 医療法上の診療所とすること 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける
食堂及び 機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> 床面積入所定員×3㎡以上 必要な備品を備えること
廊下幅	<ul style="list-style-type: none"> 原則1.8m以上 中廊下は2.7m以上
浴室	要介護者が入浴するのに適したもの
その他	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

○（参考）その他の主な運営等に関する基準

- | | |
|---------------|----------------|
| ○適切な介護サービスの提供 | ○事故発生の防止・対応 |
| ○衛生管理の実施 | ○ケアマネへの利益供与の禁止 |
| ○サービスの提供の記録 | ○地域との連携 |
| ○苦情処理・改善 | ○虚偽広告の禁止 |
| ○非常災害対策 | ○定員の遵守 |
| | など |